平成２３年（フ）第９９号
新潟県上越市大潟区九戸浜332番地62
債務者　内山　正栄
1　決定年月日時　平成23年12月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２３年（フ）第１０１号
新潟県上越市五智６丁目６番11号　上越五智養護老人ホーム、前住所新潟県妙高市大字中宿269番地３
債務者　古川　幸正
1　決定年月日時　平成23年12月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２３年（フ）第３１５号
香川県さぬき市大川町田面2528番地、申立時住所香川県さぬき市寒川町石田東甲460番地２
債務者　瀬尾　和代（旧姓多田）
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第３２７号
香川県高松市屋島西町2309番地５　ダイアパレス屋島第３　701号室、住民票上の住所香川県高松市御坊町８番地８
債務者　香川　武久
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第３６７号
香川県高松市田村町596番地１市住１―83、申立時住所香川県高松市伏石町2108番地１
債務者　佐野　直樹
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第３９１号
香川県高松市本町４番３号グランブルー本町八ビル102号室
債務者　池川　　功
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第１０６４号
仙台市青葉区愛子中央２丁目４番７号　アエダスカストル202、住民票上の住所宮城県岩沼市北長谷字畑堤上西34番地の32
債務者　畑山　淑美
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１８３号
福島県伊達郡川俣町字赤坂５番地の２
債務者　香野　尚美
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第２３９号
福島市野田町１丁目16番25号　メゾンスカイアベニュー402
債務者　高橋　幸枝
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第２８８号
茨城県石岡市小幡706番地11
債務者　上谷　　實
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第３１３号
茨城県稲敷郡阿見町中央５丁目16番３号
債務者　坂本　一美
1　決定年月日時　平成23年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第３１６号
茨城県石岡市東光台４丁目14番30号　アネックストーコー102
債務者　内桶慎太郎
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第６３７号
埼玉県草加市弁天１丁目６番８号　ゾンネンハイムアマノ203号
債務者　久保田清明
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第６４６号
埼玉県八潮市中央１丁目28番地７　フレグランス　Ａ―101、旧住所埼玉県八潮市八潮５丁目２番地16
債務者　鱸南　夏子（旧姓隈原）
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第６５１号
埼玉県吉川市保１丁目35番地４　グリーンムサシノ201号
債務者　林　　永恵
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第７１４号
埼玉県草加市八幡町204番地８　柳田ハイツ201号
債務者　オカモト　アンジー　マガラネス
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係